

令和5年度

薩摩川内市川内まごころ文学館
年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

Sendai Magokoro Museum of Literature

目 次

I 事業概要

1 令和5年度 事業報告	1
2 生誕記念事業	2
3 展示	2
4 普及活動	4
5 施設利用	13

II 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況	14
2 資料修復	16
3 レプリカ製作	16
4 ピアノ調律	16
5 資料保存	16

III 管理・運営

1 管理・運営	18
2 川内まごころ文学館指定管理者体制	19
3 川内まごころ文学館運営協議会	20
4 利用状況	21
5 決算	23

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例	24
2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	31
3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	35

*その他

1 令和5年度の歩み	36
2 職員名簿	37
3 利用案内	37
4 交通案内	38

I 事業概要

1 令和5年度 事業報告

本年度は、新型コロナウイルス感染症5類移行による制限緩和などもあったが、安心して施設を利用いただけるよう努めるとともに、開館20周年を迎えるにあたり、多数の事業を展開した。

展示では、開館20周年記念事業として、アインシュタイン来日記念パネル巡回展「来日100年記念ーアインシュタインの日本講演旅行ー」を皮切りに、例年実施している里見弴生誕記念展示「有島家の兄弟～里見弴と有島武郎～」と併せて、ニセコ・有島記念館移動展「有島武郎没後100年記念 有島武郎と北海道」、トピック展示では関東大震災100年に関連させて「関東大震災と改造社」を実施した。冬期には空調改修工事の関係もあったが、例年実施している児童絵画展や大寒忌コーナーなどは入館者が増加した。

教育普及活動では、当館が顕彰する里見弴や山本實彦に関係して、平佐西小学校や亀山小学校からの依頼による学芸員の出前講座や、運営係職員・ボランティアグループ「まごころ」による「お出かけおはなし会」を実施したことにより、子どもたちの利用促進にもつながった。「まごころ文芸講座」は、文学への興味、関心を高める5講座に加え、「不思議のブندگان～英文学者と読み解く名作～」を実施したほか、小津安二郎監督生誕120年記念名作シネマ上映会「秋日和」、「北海道歌旅座」DVDコンサートなどを開館20周年記念として実施した。名作シネマ上映会は空調改修工事に伴い、日程調整を行いながら年間を通して上映した。シネマトーク&上映では、上映作品「アリス・イン・ワンダーランド」の見どころを当館の運営委員である鹿児島国際大学学長の小林潤司氏に講話いただいた。そのほか、隣接する川内歴史資料館との合同企画として、資料館の終戦記念展示コーナーの開催期間中に「父と暮せば」を上映した。

また、新聞社からの依頼による「南九州文学の碑（いしぶみ）」への学芸員個人による寄稿を行い、館の顔として定期的に掲載されることにより、館自体のPR活動にもつながった。

令和5年4月から学校現場（校長）経験の館長が就任したことにより、学校への積極的な働きかけによる来館なども増えた。なお、様々な事業を展開し、昨年度と比して入館者が増えた事業も多いが、前年度に市観光物産課主催による「Dr.コトー診療所」原画展により来館者が増えたことと、本年度12月よりの空調工事の影響もあったことから、結果として11.0%の入館者減となった。

また、博物館の基本的機能として、資料の収集・保管、調査・研究、展示、教育普及があり、博物館はこれらのどの機能も欠かすことができない。当館は全国に誇れる資料を多数収蔵していることから、令和6年度においては、学術面での調査・研究成果を取り入れた観光面へのアプローチや生涯学習の推進を模索しながら、市民に愛される博物館を目指すとともに、開館20周年、薩摩川内市誕生20周年のほか、当館が顕彰する山本實彦生誕140年といった節目を迎えることにより、関連する事業を実施すると同時に、老朽化による施設改修の検討など博物館を発展させていくために、更なる創意・工夫に取り組みたい。

2 生誕記念事業

里見弴生誕記念展示「有島家の兄弟～里見弴と有島武郎～」、
ニセコ・有島記念館移動展「有島武郎没後100年記念 有島武郎
と北海道」

期 間：令和5年7月11日（火）～8月27日（日）
42日間 ※休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：有島記念館と姉妹館連携企画。里見弴と有島武郎の兄弟
関係がわかる作品や逸話を紹介。また、姉妹館である有島
記念館から、北海道と有島武郎をテーマにしたパネルを借
用し、展示した。

来 場 者：473名



3 展示

(1) 第18回特別企画展「“まち”と“ぶんがく”」

期 間：令和6年3月26日（火）～5月12日（日）42日間
場 所：企画展示室

内 容：開館20年目の節目にあわせて、当館で顕彰している
文学者の来川文学ゆかりの場所、中越パルプ川内工場
関連書籍を紹介した。

来 場 者：（令和5年度21名、3月26日～3月31日6日間）
（令和6年度524名、4月1日～5月12日37日間）



(2) トピック展示 関東大震災と改造社

期 間：令和5年8月29日（火）～11月5日（日）
60日間 ※休館日除く

※教育・文化週間（11月1日～5日）に併せて設定

場 所：1階ホールならびに常設展示室内

内 容：関東大震災発生から百年にあわせて、関連する改造社
関連資料（雑誌、書簡等）を展示した。また1階ホール
にもパネルを設置した。

来 場 者：1,561名



(3) 里見弴 大寒忌コーナー

期 間：令和6年1月16日（火）～2月25日（日）
36日間 ※休館日除く

場 所：1階ホール

内 容：毎年里見弴の命日にあわせて実施。里見弴関係の収蔵資料とともに川内とのゆかり、100年前の長編小説「今年竹」を紹介した。

来 場 者：370名

(4) 第13回まごころ児童絵画展

期 間：令和5年11月28日（火）～

令和6年1月8日（月/祝）32日間 ※休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：薩摩川内市内の小学生が描いた絵画の展示。里見淳の「まごころ哲学」が、子どものありのままの伸びやかな心の表現に通じるものと考え企画し、平成23年度から実施している。関連企画として干支ぬりえコーナーを設置した。

来 場 者：705名



【体験コーナー】 干支ぬり絵

期 間：令和5年11月28日（火）

令和6年1月8日（月/祝）32日間 ※休館日除く

場 所：企画展示室

内 容：令和6年の干支である辰のイラストに色を塗り、展示スペースに作品を貼った。※自由参加
会期終了後は1階ホールにて展示（2/25まで）



(5) 開館20周年記念事業

アインシュタイン来日記念パネル巡回展「来日100年記念-アインシュタインの日本講演旅行-」

期 間：令和5年5月16日（火）～28日（日）12日間

場 所：1階受付前スペース

内 容：ドイツ連邦共和国大使館の企画した巡回展。

マンガライブペインター内田慎之介氏のイラストで、ドイツ生まれの物理学者、ノーベル賞受賞者アルベルト・アインシュタインの日本旅行（1922.11.22～12.29）を描いたパネル展を実施した。

来 場 者：285名



(6) 常設展示替え 牧野富太郎コーナー

期 間：令和5年7月11日（火）～令和6年1月8日（月/祝）155日間

場 所：1階常設展示室内

内 容：NHK朝の連続ドラマ「らんまん」の主人公のモデルとされる植物学者の牧野富太郎が寄稿した改造3冊を展示、紹介した。

4 普及活動

(1) まごころ文芸講座

① 楽しく学ぶ薩摩狂句

鹿児島弁の意味や使い方、薩摩狂句の定義・基本定型・規定などを学び、鑑賞・作句を通して薩摩狂句を親しむ講座。作句や添削指導の他に相互批評を行った。

期 間：令和5年5月～12月（全7回）

時 間：毎月第1土曜日（5月は第2土曜日）

10:30～12:00

講 師：福富 則義氏（川内まごころ文学館元館長）

受講者数：登録12名 延べ67名



② 美しい日本の歌・唱歌・童謡を歌う

明治から大正期に作られた唱歌・童謡を季節ごとにとりあげ、作者や詩について学び歌う講座。最終回には、講座生による発表会を行い、歌う曲にまつわる思い出のエピソードを講座生が語った。

期 間：令和5年5月～令和5年12月（全8回）

時 間：毎月第2土曜日

13:30～15:00

講 師：齊藤 玲子氏（声楽家）

伴 奏：高城 真理子氏（ピアノ）

受講者数：登録16名 延べ98名

※12/19発表会 来場者10名



③ あいうえおから始める文字講座

文学作品を手本に用いて、ひらがなやカタカナを基礎から学び、楷書・行書できれいな字が書けるように練習した。※硬筆

期 間：令和5年5月～令和5年12月（全7回）

時 間：毎月第3金曜日

10:30～12:00

講 師：青崎 テル子氏（日本習字講師）

受講者数：登録25名 延べ119名



④ 源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

源氏物語「蓬生（よもぎう）」巻「關屋（せきや）」巻を鑑賞し、現代語訳や作品の歴史的背景などの解説を行う講座。全54巻を順に解説。

期 間：令和5年5月～9月（全5回）

時 間：毎月第4日曜日※初回のみ開講式90分
10：30～11：30

講 師：廣尾 理世子氏

（鹿児島純心女子中学・高等学校教諭）

受講者数：登録30名 延べ127名



⑤ やさしい朗読～はじめの一步～

はじめての方でも分かりやすく、朗読に必要な基礎（発声、間、イントネーションなどを学び、文学作品を楽しく声に出して味わう講座。

期 間：令和5年5月～令和5年12月（全7回）

時 間：毎月第3金曜日13：30～15：00

講 師：浜本 麗歌氏（朗読家）

受講者数：登録16名 延べ85名



⑥ 開館20周年記念事業

不思議の国のブンガク～英文学者と読み解く名作～
イギリス文学の名作を取り上げ解説する。原作を読まずとも舞台や映画などを通して親しんでいる古典の「言葉」の豊かな世界をご案内した。

期 間：令和5年9月～令和5年11月（全3回）

時 間：毎月第4日曜日10：00～11：30

講 師：小林 潤司氏（鹿児島国際大学学長）

受講者数：各回申込 延べ49名



(2) おはなし会

読み聞かせボランティアによる幼児の親子を対象としたおはなし会。絵本、紙芝居などの読み聞かせ、手遊び歌、簡単な工作など。文学の入り口としてもものがたりに触れる機会とした。

場 所：企画展示室、図書休憩コーナー

出 演：読み聞かせボランティアグループおはなしグループまごころ

対 象：幼児とその保護者

参加料：無料

イベント名	日 時	場 所	人数（名）	
			参加者	ボランティア
春のおはなし会と 上映会	令和5年5月14日（日） 10：30～12：00	企画展示室 多目的映像ホール	大人16 未就学児17	9

小さなおはなし会	令和5年6月11日(日) 10:30~11:10	図書休憩コーナー	大人 5 未就学児 7	4
夏のおはなし会	令和5年7月2日(日) 10:30~11:40	企画展示室	大人 8 小中高 1 未就学児 10	6
特別おはなし会 ～方言とむかし話～	令和5年9月3日(日) 10:30~11:45	企画展示室	大人 17 小中高 3 未就学 4	6
小さなおはなし会	令和5年10月1日(日) 10:30~11:00	図書休憩コーナー	大人 5 未就学児 2	4
【出前講座】 お出かけおはなし会 育英小学校	令和5年10月27日(金) 9:45~11:30	育英小学校 図書室	大人 8 小学生 88	3
秋のおはなし会と 上映会	令和5年11月12日(日) 10:30~11:36	企画展示室 多目的映像ホール	大人 7 未就学児 10	6
【出前講座】 お出かけおはなし会 高来小学校	令和6年1月26日(金) 9:40~11:25	高来小学校 2・3年生 教室	大人 5 小学生 47	3
小さなおはなし会 上映会	令和6年3月10日(日) 10:30~11:30	図書休憩コーナー 映像ホール	大人 13 未就学児 12	3
合 計			285	44

(3) 名作シネマ上映会及び特別上映

上映権を持つ松竹、シネマ雄、MMCを中心に素材を借用して上映。作品は、当館と関連の小津安二郎監督、各種受賞作品を選定。小津監督生誕120年記念と銘打ち「秋日和」「風の中の牝鷄」の2作品を、9月から始まるまごころ文芸講座「不思議の国のブンガク」に関連して、「アリス・イン・ワンダーランド」と「恋におちたシェイクスピア」を上映した。

また、全館の空調入替工事に伴い、1月は空調が使用できなかったが、開館記念日に関連した作品「秋日和」等であったため、来場者には申込み時点で暖房が使えないこと防寒対策を周知して実施した。2月の予定作品は3月へと変更して上映を行った。多目的映像ホールのプロジェクター等映像機器の入替工事が実施された。

実施日：毎月第3土日を中心に年間28作品を上映

会 場：多目的映像ホール

上映開始：10:00～

定 員：95名※事前予約制

料 金：無料

	上映日	作品名	入場者数 (人)
第1回	4月15日	60歳のラブレター	87
第2回	4月16日	バリー・シール アメリカをはめた男 (字幕)	65
ゴールデンウィーク特別上映	4月30日	ミニオンズ・フィーバー(吹替)	53
ゴールデンウィーク特別上映	5月7日	マグニフィセント・セブン(字幕)	36
第3回	5月20日	醜聞(スキャンダル)	47
第4回	5月21日	トップガンマーベリック(字幕)	68
第5回	6月17日	ウエディング・ハイ	61
第6回	6月18日	ブリジットジョーンズの日記(字幕)	46
第7回	7月15日	風の中の牝鷄	58
第8回	7月16日	沈黙 サイレンス(字幕)	54
夏の特別上映	8月6日	かもめ食堂	59
第9回	8月19日	勝手にしやがれ(字幕)	35
第10回	8月20日	この子を残して	73
シネマトーク	9月17日	アリス・イン・ワンダーランド	45
敬老の日特別上映	9月18日	くじけないで	90
第11回	10月21日	TOVE トーベ(字幕)	36
第12回	10月16日	恋におちたシェイクスピア	35
第13回	11月18日	メッセージ(字幕)	41
第14回	11月19日	アイヌシモリ	34
第15回	12月16日	グレムリン(吹替)	30
第16回	12月17日	コープス・ブライド(吹替)	30
お正月特別上映	1月6日	ベイブ(吹替)	25
第17回	1月20日	大河への道	63
第18回	1月21日	秋日和	70
第19回	3月16日	初恋のきた道(吹替)	33
第20回	3月17日	白蛇 縁起(吹替)	23
第21回	3月23日	第3の男(字幕)	44
第22回	3月24日	アメリ(字幕)	36
合 計			1,377

(4) 令和5年度 シネマトーク&上映

「アリス・イン・ワンダーランド」をもっと楽しむために

日 時：令和5年9月17日（日）
トーク 9：30～10：15
上映 10：25～12：14

場 所：多目的映像ホール

講 師：小林 潤司 氏（鹿児島国際大学学長）

内 容：上映作品「アリス・イン・ワンダーランド」に併せて、見どころなどをお話していただいた。開館20周年の節目に新規で9月より開講する文芸講座に関連したイベントと位置付け、イギリスの児童文学「不思議の国のアリス」（著書：ルイス・キャロル）を原作とするディズニー作品とした。

料 金：無料

定 員：先着95名/事前予約制

来場者数：45名



(5) 両館合同企画 戦争展示コーナー関連シネマ上映会「父と暮せば」

日 時：令和5年9月23日（土/祝） 10：00～11：39

場 所：多目的映像ホール

内 容：川内歴史資料館で実施された終戦記念展示にあわせて実施。また、7月19日から10月1日までに「戦争記念展示コーナー」を設けた。

料 金：無料

定 員：先着95名/事前予約制

来場者数：89名

(6) 開館20周年記念事業・小津安二郎監督生誕120年記念名作シネマ上映会「秋日和」

日 時：令和6年1月21日（日）※無料開館

場 所：多目的映像ホール

内 容：開館20周年として当館の顕彰する里見淳の原作を小津監督が映画化した作品を上映し、お二人の功績を偲んだ。1月30日は当館が開館して20年にあたるが平日であるため、里見淳の命日（大寒忌）にあたる1月21日に上映した。

料 金：無料

定 員：先着95名/事前予約制

来場者数：70名

(7) 開館20周年記念「北海道歌旅座」DVDコンサート

日 時：令和5年7月30日（日）10：00～

場 所：多目的映像ホール

内 容：「里見弴生誕記念・有島武郎没後100年記念展示」に関連して、懐かしい青春ソングを全国に届けている北海道のグループ「北海道歌旅座 ディーエムジェイ」を上映。

料 金：無料

来場者数：18名

(8) 夏の子ども上映会

日 時：7月22日（土）、7月29日（土）、8月5日（土）、
10：00～

場 所：多目的映像ホール

内 容：文学の入り口としての絵本を原作とする動く絵本の映像化作品を選定。
上映前トークで作品紹介、同じ作者の絵本の読み聞かせを行う。

料 金：無料 ※薩摩川内市視聴覚ライブラリーより素材を借用

定 員：先着95名/事前予約制

来場者数：55名

実施日	上映作品	上映時間	参加者（名）	
			家族数	参加数
7月22日（土）	ざんねんないきもの事典	50分	7	24
7月29日（土）	アラジンと魔法のランプ他	35分	9	25
8月5日（土）	市原悦子の琉球むかし話	28分	1	6
合 計			17	55

(9) 読み聞かせボランティアおはなしグループまごころ定例会

期 間：毎月第2金曜日10：00～12：00及び随時 ※通年

内 容：当館のボランティアグループの定期的な話し合い、研修のための会合。

おはなし会練習、プログラム作り、選書 ほか。

参加者：延べ87名（登録数：10名）

(10) 読み聞かせ養成講座

当館のおはなし会、読み聞かせに関するイベントの出演者のスキルアップ及び当館の読み聞かせボランティアグループまごころへの新規登録を増やすため、実践的な講座を開催。

実 施 日：令和6年1月14日、28日、2月4日 各日曜日（全3回）

時 間：10：00～12：00

場 所：川内歴史資料館 研修室

講 師：鳥羽 啓子氏（県立図書館ボランティアグループ「さざなみ」代表）

受講者数：延べ86名

(11) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や内容への理解を深めてもらうことを目的に実施。

名 称	日 程	日数 (日)	参加者 (名)
夏のチャレンジクイズ	7月22日 (土) ～8月31日 (木)	36	104
冬のチャレンジクイズ	11月28日 (土) ～1月8日 (月/祝)	28	197

※8/9 台風6号接近に伴う臨時休館

(12) 博物館実習・インターンシップ・職場体験・地域貢献体験研修

学芸員資格取得を希望する博物館実習、薩摩川内市内の中学校・高校の職場体験学習、薩摩川内市内の各小・中学校教職員の地域貢献体験研修（パワーアップ研修、フレッシュ研修）を受け入れた。

名 称	期 間	実 習 生
職場体験学習	6月27日 (火) ～29日 (木)	東郷学園義務教育学校8年生 3名
地域貢献体験研修 (フレッシュ研修)	8月 7日 (月) ～ 9日 (水) ※台風6号接近に伴う臨時休館により8/9は翌日に振替	可愛小学校教諭、川内南中教諭 各1名 (3日間) 高来小学校教諭1名 (2日間)
インターンシップ	8月18日 (金) ～20日 (日)	鹿児島純心大学1年生1名
博物館実習	8月31日 (木) ～9月11日 (月)	鹿児島純心大学4年生1名、 鹿児島大学4年生1名※諸事情により中止 佐賀大学3年生1名 日本大学4年生1名
職場体験学習	10月31日 (火) ～11月2日 (木)	れいめい中学校2・3年生 各1名

(13) 刊行物

① 令和4年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報

HPダウンロード版PDF

② 文学館たより「文学の泉」

第25号

「文学の泉」▶



(14) 出前講座

	日程	依頼先	テーマ等	講師	参加者 (名)	場所
1	6/11 (日)	鹿児島日独協会	講演「アインシュタインと鹿児島をつなぐもの」～山本実彦の生涯と実績	学芸係 財部智美	※講師 派遣	かごしま 県勤労者 交流セン ター
2	10/27 (金)	育英小学校	【出前講座】お出かけおはなし会	文学館運営係 ボランティア	96	育英小学 校図書室
3	1/26 (金)	高来小学校	【出前講座】お出かけおはなし会	文学館運営係 ボランティア	52	高来小学 校教室
4	2/6 (火)	平佐西小学校	【出前講座】大好きな町Ⅱ第3学年ふるさと・コミュニケーション科	学芸係 財部智美	131	平佐西小 学校体育 館
5	2/13 (火)	亀山小学校	「山本実彦さんについて学ぶ」(ふるさとコミュニケーション学科)4年生	学芸係 財部智美	93	亀山小学 校体育館
				合計	372	

(15) その他

① 無料開館

名 称	期 間	対 象	入館者数 (名)
ゴールデンウィーク	4月28日(土/祝)～5月7日(日)	すべての 入館者	247
県民の日	7月14日(金)		12
敬老の日	9月16日(土)～9月24日(日)	65歳以上	29
教育・文化週間	11月1日(水)～11月7日(火)	すべての 入館者	142
お正月	1月4日(木)～1月8日(月/祝)		140
開館20周年記念	1月21日(日)	空調工事に伴う無料期間中	未実施
空調入替工事に伴う無料開館	12月5日(火)～12月28日(木) 1月10日(水)～2月29日(木)	すべての 入館者	251

② 特別開館

名 称	期 間	入館者数(名)
ゴールデンウィーク	5月1日(月)	5
夏休み	8月14日(月)	12

③ 臨時休館

名 称	期 間
館内燻蒸	5月30日(火)
台風6号接近に伴う臨時休館	8月9日(水)

④ その他

- ・家畜伝染病発生防止対策に伴う消毒マット1枚設置(市畜産営農課)
依頼期間:令和5年11月1日(水)～令和6年5月31日(金)
そ の 他:防疫対策(高病原性鳥インフルエンザ)

5 施設利用

(1) 企画展示室利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数 (名)
5月 1日～7日	ソニーαクラブ	写真展	472
10月30日～11月5日	川内美術協会	美術展	302
11月13日～24日	薩摩川内市甑島振興局	第28回トンボロ芸術村コンテスト作品展	196
3月18日～24日	川内水彩会	川内水彩会員展と木彫り教室作品展	312

(2) 多目的映像ホール利用実績

利用日	利用者	内 容	利用者数 (名)
6月11日	陽名時八段錦・太極拳鹿児島支部	鹿児島支部総会	32
6月24日	地域未来ネット・せんだい	笑福亭鶴笑 落語会	58
7月25日	薩摩川内市社会教育課	北海道ニセコ町「少年の翼セミナー」	38
9月13日	薩摩川内郷土史研究会	講演会リハーサル	3
9月16日	薩摩川内郷土史研究会	講演会	65
10月29日	ECCジュニア 永利石神教室	ECCジュニアハロウィン発表会	132
3月23日	川内つゆくさ会	講演会	50

II 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況

(1) 種別資料収集一覧表（令和5年度）

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合や、資料区分等の見直しによって資料数の増減もある。

●主な収蔵作家

【里見弴関係】

里見弴、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、河東碧梧桐、バーランド・ラッセル ほか

※（ ）内…令和5年度追加資料数

種 別		里見弴関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	収蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	110 (0)	239 (0)	36 (0)	385 (0)
	書 簡	1,001 (21)	744 (1)	31 (4)	1,776 (26)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	3 (0)	149 (0)
	書 画	190 (0)	39 (0)	41 (1)	270 (1)
	印 刷 物	170 (0)	64 (0)	74 (1)	308 (1)
	複 製	606 (3)	142 (0)	106 (0)	854 (3)
	視 聴 覚	71 (0)	43 (0)	55 (1)	169 (1)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	62 (1)	396 (1)
	そ の 他	46 (0)	163 (0)	6 (0)	215 (0)
図 書		779 (1)	698 (0)	2,902(8)	4,379 (9)
雑 誌		477 (0)	1,053 (0)	429 (0)	1,959 (0)
合 計		3,771 (25)	3,334 (1)	3,745 (16)	10,860 (42)

(2) 主な購入資料

作家名	種別	資料名	備考
横光利一	書簡	山本實彦宛書簡	
三角寛	図書	山窩物語 犬娘	
山本周五郎	図書	肅々十三年	
山本周五郎	図書	風鈴	
森園天涙	図書	マヒルノ山	
森園天涙	書簡	中村憲吉宛はがき	
森園天涙	書簡	中村憲吉宛書簡	

他 計 27 点

(3) 主な寄贈・寄託資料

作家名	種別	資料名	備考
阿部よしゑ	図書	日本ハーブ界の草分け阿部よしゑ寄稿集 1934-1967	1 冊
秋朱之介	図書	『書物游記』	2 冊
秋朱之介	図書	詩集「魔女」	1 冊
秋朱之介	遺品	秋朱之介手製花瓶	1 点
森園天涙	書画	森園天涙歌碑 拓本	1 点
森園天涙	印刷物	森園天涙歌碑除幕式 式次第	1 点
森園天涙	図書	君と私 志賀直哉をめぐる作品集	1 点
志賀直哉	図書	君と私 志賀直哉をめぐる作品集	1 冊

他 計 9 点

2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化处理）を実施。

実施日 令和5年12月16日（土）

（1）脱酸化処置対象資料

種別	資料名	点数
雑誌	改造 昭和25年新年号ほか	4点
原稿	松方三郎「ヒマラヤの話」	1点
原稿	里見弴「愛と智と 重象一～三」	1点

他 計6点

（2）中性紙保存箱製作対象資料

里見弴原稿「愛と智と 重象一～三」

3 レプリカ製作

以下の作品のレプリカを作製した。

- （1）里見弴原稿「立腹」
- （2）里見弴書画「窓外風景」
- （3）有島生馬書幅「2行漢詩楊柳」

4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用大橋ピアノ」の調律・点検を行った。

実施日：令和5年11月13日（月）

5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

（1）昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程 1回目 令和5年 5月8日 各トラップ設置、同年 5月29日回収
2回目 令和5年11月6日 各トラップ設置、同年11月27日回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した2種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）によるモニタリング。

結果 大部分が外部侵入性の飛翔性昆虫類で問題のない状況であった。

(2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実施日 1回目：令和5年 5月8日

2回目：令和5年11月6日

調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック25」を用い、館内20の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20分曝露

結果 館内20ポイントで検査を実地。異常値を示すポイントはなく、空気環境は良好な状態にあることが確認できた。

(3) 防虫処理

① 全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 令和5年5月29日（月）

資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

令和5年5月30日（火）

各種機材・教師虫配置および各部最終確認、SD財投役（燻蒸開始）、館内開放（燻蒸終了）、効果判定、撤収

② 防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F：企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、休憩コーナー

2F：展示室

施工日時 令和5年10月30日（月）

使用薬剤 エコミュアーFTプレート

（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

Ⅲ 管理・運営

1 管理・運営

平成16年4月1日から、指定管理者制度により、市教育委員会文化課から館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されてきた。

令和4年度からは薩摩川内市の組織機構再編により、館の所管が教育委員から市長部局へ移り、経済シティセールス部の経済政策課が所管することとなった。そのうち、博物館資料に関しては文化スポーツ課所管となった。

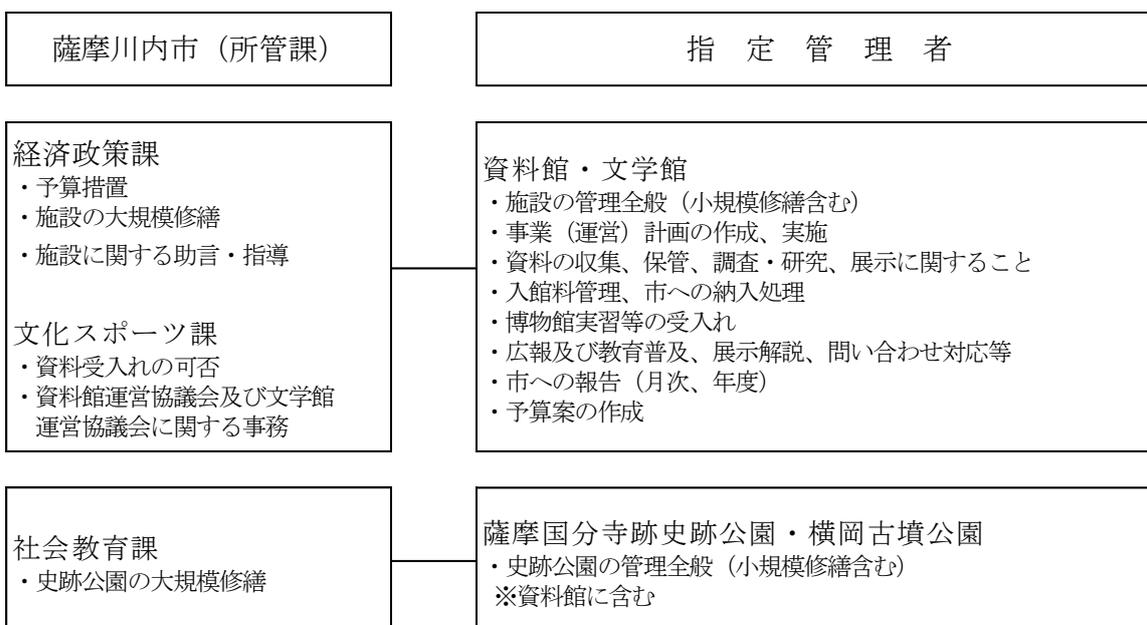
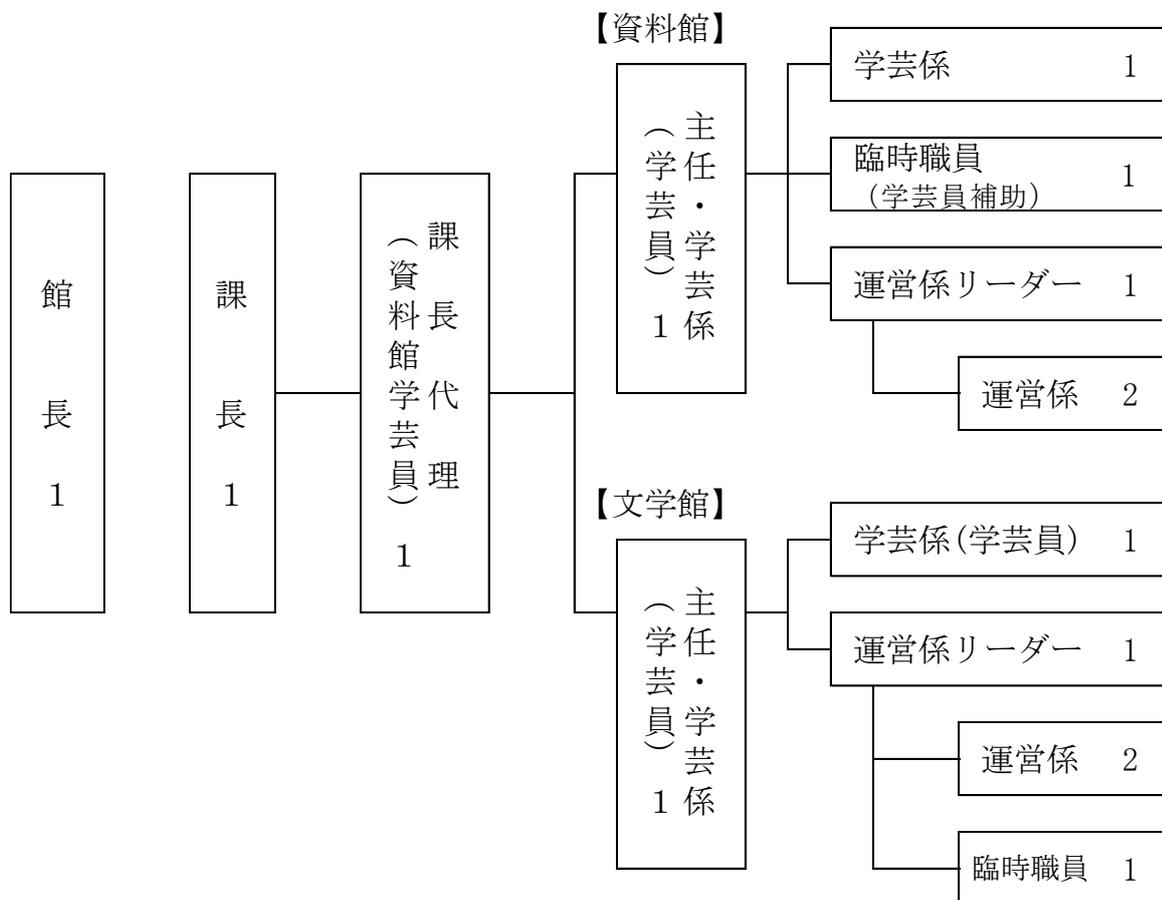
（指定管理者制度については、p24～25 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第4～10条参照）

本年度から大きく変更した体制の中、以下の修繕を行った。

- ・ 1階図書コーナー 窓ドアトリガー取替修繕
- ・ 雨漏り補修 シール打ち替え
- ・ 図書休憩コーナー 盾形ブラインドカーブ修繕
- ・ 消火ポンプ呼水槽取替修繕
- ・ ナブコ自動ドア修理工事
- ・ キュービクル機器取替修繕
- ・ 看板パネル一部貼り替え修繕
- ・ 玄関アプローチ塗裝修繕工事
- ・ 空調設備改修工事（電源立地地域対策補助金事業）
- ・ 玄関タイル貼り替え（自社設備）

2 川内まごころ文学館指定管理者体制

指定管理者：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課



3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館運営協議会は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成16年薩摩川内市条例第104号）第28条「市長の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は7名以内で任期は2年である。

運営協議会委員名簿

令和6年3月31日現在

選出区分	氏名	役職名
市内の小・中・義務教育学校の代表者	新田 賢一	薩摩川内市立平佐西小学校校長
専門的知識を有する者	川畑 清美	川内美術協会会長
	齊藤 公子	児童文学作家
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心大学名誉教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学学長
市長が必要と認める者	内野 久子	社会福祉法人高城保育園園長

第1回協議会

日時 令和5年9月21日（木） 13:15～

議事内容 ・ 令和5年度川内まごころ文学館事業実施状況について

第2回協議会

日時 令和6年3月11日（月） 13:15～14:45

議事内容 ・ 令和5年度川内まごころ文学館事業実績について

・ 令和6年度川内まごころ文学館事業計画（案）について

川内まごころ文学館																											
4 利用状況 (1) 入館状況表 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)																											
月	文学館のみ					資料館共通					共通バスポート使用者			入館料免除			入館料無料			合計			平均 (人)	入館料	前入 年館 対比		
	個人		団体		個人		団体		個人		団体		個人		団体		個人		団体		個人					団体	
	一般	小中高	小中高	合計	一般	小中高	小中高	合計	一般	小中高	小中高	合計	一般	小中高	小中高	合計	一般	小中高	小中高	合計	一般	小中高				小中高	合計
4	4		4		10	1	11																		22	¥4,150	177.8%
5	3	1	4		11	55	66																		42	¥34,390	120.8%
6	9		9		17	9	26																		21	¥11,730	209.9%
7	9		9		25	16	41																		20	¥17,860	130.5%
8	29	3	32		70	3	73																		17	¥29,280	80.4%
9	8	5	13		23	11	34																		23	¥16,970	155.3%
10	7		7		32	1	33																		25	¥16,600	27.0%
11	14		14	25	19		19																		43	¥14,760	89.3%
12	5		5		7	9	16																		35	¥8,130	84.3%
1						26	26																		30	¥14,300	93.2%
2						6	6																		20	¥3,300	58.3%
3	10	1	11		34	2	36																		29	¥12,860	240.9%
計	98	7	105	25	248	139	404	33	33	4	4	41	41	105	665	770	5,708	1,086	241	7,035	6,408	1,771	241	8,420	27	¥184,330	89.0%

5 決算

(1) 歳入

- ① 入館料 185,930 円
- ② 企画展示室・多目的映像ホール使用料 65,680 円
- ③ 図録等収入 65,150 円

計 316,760 円

(2) 歳出

(単位：円)

科 目	予算額	執行額	予算残額
報酬支出	0	0	0
諸謝金	345,000	326,450	18,550
旅費交通費	261,000	217,960	43,040
消耗品費	2,161,000	2,160,398	602
消耗什器備品費	300,000	290,400	9,600
印刷製本費	737,000	643,693	93,307
燃料費	49,000	48,028	972
光熱水費	3,990,000	2,981,948	1,008,052
通信運搬費	400,000	346,484	53,516
保険料	292,000	275,590	16,410
委託費	8,947,000	7,251,877	1,695,123
修繕委託費	1,395,000	1,394,960	40
賃借料	2,490,000	2,387,220	102,780
負担金	108,000	108,000	0
租税公課	5,000	4,300	700
会議費	0	0	0
広報費	0	0	0
著作権料	85,000	5,000	80,000
報償費	89,000	88,825	175
雑 費	71,000	70,268	732
合計	21,725,000	18,601,401	3,123,599

IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日
条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 文学館の入館の許可(以下「入館許可」という。)及び入館許可の取消し等並びに施設等の使用の許可(以下「使用許可」という。)及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 文学館の入館に係る料金(以下「入館料」という。)及び文学館の施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)の收受並びに使用料の還付に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。

3 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、入館許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者

(3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認められる者

(入館許可の取消し)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

(使用許可等)

第17条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 19 条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 20 条 第 17 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第 21 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の 5 日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 22 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第 18 条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 23 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 24 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(立入検査及び指示)

第 25 条 使用者は、市長又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 26 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報取扱い)

第 27 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会の設置等)

第 28 条 市長の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数及び任期)

第 29 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 17 条に規定する許可を受けずに文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15 年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

区 分		入 館 料		
		個 人	団体(20 人以上)	年間入館券
常設 展示	大人	1 人 1 回につき 300 円	1 人 1 回につき 240 円	1 人 1 年間につき 600 円
	小・中・高校生(義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。)	1 人 1 回につき 150 円	1 人 1 回につき 120 円	1 人 1 年間につき 300 円
特別展示		1 人 1 回につき 2,000 円以内で市長が定める額		

備考

- 1 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 2 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては240円、個人の小・中・高校生にあつては120円、団体の大人にあつては190円、団体の小・中・高校生にあつては100円、年間入館券の大人にあつては550円、年間入館券の小・中・高校生にあつては250円とする。
- 3 未就学児は、無料とする。

別表第2(第20条関係)

1 施設使用料

区分		午前	午後	1日	夜間	冷暖房 (1時間あたり)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
映像 ホー ル 多 目 的	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前9時から午後零時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「1日」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時30分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1回につき
映写機	500円
プロジェクター	500円

備考 「1回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを1回として算出した回数をいう。

2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

令和4年4月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成16年薩摩川内市条例第104号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 文学館の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定通知書の交付)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、文学館指定管理者指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(入館券)

第4条 指定管理者は、条例第13条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第5条 文学館に入館する者(以下「入館者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(入館料の免除)

第6条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者）にあっては、付添人1人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合

- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合
 - (4) 前 3 号に掲げるほか、市長が適当と認める場合
- 2 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる場合並びに同項第 4 号に該当する者のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に文学館入館料免除申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書（様式第 4 号）により通知する。

（入館者の遵守事項）

第 7 条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（使用許可等の申請）

第 8 条 条例第 17 条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日（以下「使用日」という。）の 3 箇月前から 5 日前までの間に、文学館使用許可申請書（様式第 5 号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第 23 条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

（使用許可）

第 9 条 指定管理者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを許可し、文学館使用許可書（様式第 6 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

（使用許可事項の変更等）

第 10 条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、当該使用日の前日までに指定管理者に届け出なければならない。

（使用料の納入等）

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第 20 条第 1 項の規定による使用料を納入しなければならない。

2 条例第 20 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 20 条第 2 項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用する場合 使用料を免除
- (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。）使用料（冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。）を免除
- (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料を免除
- (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 21 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 24 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、市長の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(損傷等の届出)

第 16 条 入館者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届（様式第 8 号）により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 26 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 18 条 市長は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる市にゆかりのある文学者の作品等(以下「資料等」という。)の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書（様式第 10 号）を、資料等を寄託した者に寄

託資料預り証（様式第 11 号）を交付する。

（寄託資料等の管理）

第 19 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

（寄託資料等の返還）

第 20 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

（経費の負担）

第 21 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資料等の館内閲覧）

第 22 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書（様式第 1 2 号）により指定管理者の承認を受けなければならない。

（撮影等の制限等）

第 23 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等（以下この条において「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、学術研究等のため、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

（貸出し禁止）

第 24 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

（その他）

第 25 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 41 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

令和4年4月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号)第28条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の委員構成)

第2条 運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校を代表する者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に廃止前の薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則(平成16年薩摩川内市教育委員会規則第42号)第2条の規定により委嘱されている委員は、この規則の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和4年5月31日までとする。

* その他

1 令和5年度の歩み

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
令和5年			
4月14日	まごころ定例会(毎月第2金曜日)	9月16日	敬老の日無料開館(～9月24日)
4月15日	名作シネマ上映会※年間を通して定期的に実施	9月17日	敬老の日65歳以上無料開館
4月29日	ゴールデンウィーク無料開館 (4月29日～5月5日)		シネマトーク&上映「アリス・イン・ワンダーランド」をもっと楽しむために
4月30日	ゴールデンウィーク特別上映 「ミニオンズ・フィーバー」	9月18日	敬老の日特別上映「くじけないで」
5月1日	ゴールデンウィーク特別開館	9月22日	川内まごころ文学館空調設備改修工事(～3月11日)
5月7日	ゴールデンウィーク特別上映 「マグニフィセント・セブン」	9月23日	両館合同企画戦争展示コーナー関連シネマ上映会「父と暮せば」
5月11日	まごころ文芸講座開始 ※年間を通して5講座を定期的に行います	11月1日	教育・文化週間無料開館 (～11月7日)
5月14日	春のおはなし会と風車作り		トピック展示「実朝の死」 (～12月25日)
5月16日	開館20周年記念事業アインシュタイン来日記念パネル巡回展「来日100年記念-アインシュタインの日本講演旅行-」(～5月28日)	11月12日	秋のおはなし会
5月30日	館内燻蒸、臨時休館	11月28日	第13回まごころ児童絵画展 (～令和6年1月8日)
7月2日	夏のおはなし会		*体験コーナー干支ぬり絵 (～令和6年2月25日)
7月11日	里見弴生誕記念展示「有島家の兄弟～里見弴と有島武郎～」ニセコ・有島記念館移動展「有島武郎没後100年記念 有島武郎と北海道」(～8月27日)		冬のチャレンジクイズ(～1月8日)
	常設展示替え 牧野富太郎コーナー (～令和6年1月8日)	12月5日	空調入替工事に伴う無料開館 (～12月28日)
7月14日	県民の日無料開館	令和6年	
7月22日	夏のチャレンジクイズ(～8月31日)	1月4日	お正月無料開館(～1月8日)
	夏の子ども上映会(7/22・7/29・8/5)	1月6日	お正月特別上映 「ベイブ」
7月30日	開館20周年記念「北海道歌旅座 DVDコンサート」	1月10日	空調入替工事に伴う無料開館 (～2月29日)
8月6日	夏休み特別上映「かもめ食堂」	1月14日	読み聞かせ養成講座 (1/14・1/28・2/4)
		1月16日	里見弴大寒忌コーナー (～2月25日)

8月 9日	※台風6号接近に伴う臨時休館	1月21日	開館20周年記念事業・小津安二郎
8月14日	夏休み特別開館		監督生誕120年記念「秋日和」
8月29日	トピック展示「関東大震災と改造社」	3月26日	第18回特別企画展「“まち”と“ぶんがく”」（～5月12日）

2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名		
学芸施設課長	岩元 信一		
館 長	霧島 一浩		
課長代理	吉本 明弘		
主任・学芸係	財部 智美		
学 芸 係	立野 いづみ		
運営係リーダー	永田 睦子		
運営係	濱田 康二	前田 敏郎	下山智久(臨時職員) (令和4年6月から)

3 利用案内

■ 入館のご案内 ■

開館時間 9:00～17:00（入館は16:30まで）

休館日 毎週月曜日（休日・祝日の場合はその翌日）

駐車場 約40台（隣接する川内歴史資料館と共通）

入館料

大 人	小・中・高校生
300円（240円）	150円（120円）

※（ ）は20人以上の団体

川内歴史資料館との共通入館券

大 人	小・中・高校生
400円（320円）	200円（160円）

※（ ）は20人以上の団体

年間入館券（年間パスポート） ※1年間有効

大 人	小・中・高校生
600円（900円）	300円（400円）

※（ ）は川内歴史資料館との年間共通入館券

※未就学児は入館無料

※土日祝日に限り、小・中・高校生は入館無料

4 交通案内

- 九州新幹線でJR博多駅からJR川内駅下車（最短約1時間10分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間20分）
- JR川内駅から車で約7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 令和7年3月
発行 薩摩川内市川内まごころ文学館
〒895-0072
鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目2-6
TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818
ホームページ : <https://magokoro-bungaku.jp/>
メール : magokoro@po4.synapse.ne.jp

